

9/20「年休権裁判」を提訴!

決起集会：9月20日(金)16時～
場 所：新大阪 西町甲東会館

さあー！新たな闘いに立ち上がろう！！

○**一方的休日勤務の強要に伴う年休権の違法な取り扱いは許さない!**

- ・年休取得のため時季指定した勤務日(行路)を休日に指定。しかも、その休日に休日勤務を命じている。
- ・労働日でない日に年休時季指定させていること。その結果として、休日勤務を強制したり、休日にしたり、年休を付与したりしている。
- ・しかも、上記取り扱いにより一方的休日勤務指定された日の勤務がどうなるかは直前まで明らかにしない。従って、本人の生活設計はまったく計画できない状態にされている。

○**違法な時季指定権の行使は許さない!**

- ・”OK”と言って年休取得を承認したが、直前になって「人がいないから年休は出ません」といった違法な「時季変更権の行使」を行なっている。

会社の勝手な年休権の取扱いを許さないぞ!